

○内閣府令第五十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の五の二第二項第三号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年九月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項に後段として次のように加える。

この場合において、第三項又は第六項の規定による届出には、当該届出者が本邦内に本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所を有する者に、第三項及び第六項に規定する届出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を付与したことを証する書面（日本語による翻訳文を含む。）を添付しなければ

ばならない。

第十二条第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

- (1) 当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者（以下ロにおいて「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、前条第一項に規定する事項（以下ロにおいて「転売制限」という。）を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

- (2) 転売制限の内容が、取得者に交付される当該有価証券に関する情報を記載した書面において、当該有価証券に表示される権利の内容として記載されており（当該有価証券が外国において発行される有価証券である場合は、金融商品取引所が公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める書面において、当該有価証券に係る取引の条件として記載されている場合を含む。）、かつ、当該有価証券の取得勧誘を行う者（金融商品取引業者等に限る。）が当該取得者に転売制限の内容を説明した上で、当該取得者が転売制限を遵守することに同意することを取得の条件として、取得勧誘が行

われること。

第十二条第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ及び第五号ハ中「及び当該有価証券と同一種類の他の」を「と同一種類の」に改め、同条第六号中「及び当該株券と同一種類の他の」を「と同一種類の」に改め、同条に次の五項を加える。

2 前項第一号ロ(2)に規定する書面を交付する者（以下この条において「書面交付者」という。）は、前項第一号ロ(2)に規定する書面の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該書面の交付を受けるべき者（以下この条において「書面被交付者」という。）の同意を得て、当該書面に記載すべき事項（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、書面交付者は、当該書面を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 書面交付者の使用に係る電子計算機と書面被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて転売制限情報を送信し、書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

記録する方法

ロ 書面交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて書面被交付者の閲覧に供し、当該書面被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、書面被交付者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

4 第二項の「電子情報処理組織」とは、書面交付者の使用に係る電子計算機と、書面被交付者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 書面交付者は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該書面被交付者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得なければならない。

一 第二項各号に掲げる方法のうち書面交付者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による同意を得た書面交付者は、当該書面被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該書面被交付者に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該書面被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

第十三条の六第一号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ハ及び第五号ハ中「及び当該有価証券と同一種類の他の」を「と同一種類の」に改め、同条第六号中「及び当該株券と同一種類の他の」を「と同一種類の」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(適格機関投資家に関する経過措置)

第二条 この府令による改正後の金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第十一項後段の規定は、平成二十七年十月一日前に行う同条第三項又は第六項の規定による届出については、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部改正)

第四条 次に掲げる府令の規定中「第十二条第一号ロ」を「第十二条第一号ロ(1)若しくは(2)」に改める。

一 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第十四条の十四の二第二項第三号

二 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)第十一条の十三の二第二項第三号

三 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第十九条の二第二項第三号